

青森県果報

第二千百号

平成十四年十一月十五日(金曜日)

目次

規 則

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則	(団体経営改善課) …… 一
告示	
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課) …… 二
生活保護法による医療機関の指定	(同) …… 二
生活保護法による指定医療機関の休止の届出	(同) …… 二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	(同) …… 三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同) …… 三
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同) …… 三
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同) …… 三
保安林の指定	(林政課) …… 四
右 同	(同) …… 四
公有水面埋立ての免許の申請の要領	(漁港漁場整備課) …… 五
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(経理課) …… 六
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表	(障害福祉課) …… 六

大規模小売店舗の変更の届出	(経営振興課) …… 六
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(警察本部会計課) …… 七
右 同	(同) …… 七
出先機関	
土地改良事業施行の認可	(農林水産部農務所) …… 八
公安委員会	
型式の検定適合遊技機	(生活安全企画課) …… 八
労働委員会	
あつせん員候補者の氏名等	(事務局) …… 九

規 則

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月十五日

青森県知事 木村守男

青森県規則第七十三号

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月青森県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第二号中「年 一・一パーセント」を「年 〇・九パーセント」に、「年 〇・九パーセント」を「年 〇・七パーセント」に改め、同表第三号、第四号、第七号及び第八号中「年 〇・六パーセント」を「年 〇・四五パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の青森県漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十四年七月五日以後において貸付けのなされる漁業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第五百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	廃止年月日
柿崎外科医院 車力診療所 こんどうファミ リー歯科	青森市勝田一丁目一の一 西津軽郡車力村大字富泡字山里一の一 八戸市大字鮫町字小長根二二の一	平成一四・九・三〇 " 一四・八・三三

青森県告示第五百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	指定年月日
加藤眼科クリニ ック	弘前市大字田町五丁目六の七	平成一四・一〇・一
中 野 眼 科	八戸市大字新井田字横町一の一	一四・一〇・一五
ゆのかわら医院	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原九〇	一四・一〇・一
明本歯科医院	弘前市大字大町三丁目五の二六	一四・九・一
医療法人こんど うファミリー歯 科	八戸市大字鮫町字小長根二二の一	"
ハローデンタル オフィス	八戸市諏訪一丁目一の九六	一四・一〇・八
めとき歯科医院	上北郡下田町青葉五丁目五〇の二〇四二	一四・九・一
夜店通り調剤薬 局	青森市新町一丁目一四の九アツビル二階	一四・一〇・一五
こどもり調剤薬 局	北津軽郡小泊村字砂山一〇七六の一	一四・一〇・二
彩香園アルテリ ーベ訪問看護ス テーション	上北郡上北町大字大浦字境ノ沢一二七	一四・九・一

青森県告示第五百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

株式会社ラ イフセイバ ーイコーポ ーショナル		名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 者の種類	居宅介護事業 所	名称	所在地	休止年月日
青森市大 字滝沢下 河原一四 の一				訪問介護	株式会社ラ イフセイバ ーイコーポ ーショナル	青森市造 道三丁目 二の五	平成 一三・一 三	

青森県告示第五百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

名称	主たる事務 所の所在地	居宅介 護事業 の種類	名称	所在地	廃止 年月日
社会福祉法 人一葉会	弘前市大 字福村 八字新 館添五 〇の八	訪問介 護	ことぶ き荘	弘前市大 字福村 八字新 館添五 〇の八	平成 一四・四 三〇
有限会社キ コア在宅介 護	弘前市清 原三丁 目一〇 の八	訪問介 護	訪問介 護	弘前市城 東中央 四丁目 四の一 六	平成 一四・一 一〇
パ ン ド ー ア 株 式 会 社	弘前市大 字堅田 三丁目 六の七	訪問看 護	パ ン ド ー ア 株 式 会 社 訪 問 看 護 部	弘前市大 字堅田 三丁目 六の七	平成 一三・六 三〇

青森県告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

東津軽郡三厩村大字宇鉄字家ノ上三九の一、字流平三〇の一

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び三厩村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

三戸郡三戸町大字斗内字角沢一四四の四・字松山一四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字角沢一四四の八、一四四の九、一六一から一六三まで、字松山一三、一四一の一、字曲坂二六

二 保安林指定の目的
干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百七十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年十月三十一日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、青森市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

青森市大字久栗坂字浜田六九一から七〇五及び一〇九三から一〇九五の地先公有水面

有水面

2 区域

次の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 青森市大字久栗坂字浜田一〇九三地先に設置された久栗坂漁港原点

の地点 の地点から二五〇度四二分三七・六二メートルの地点

の地点 の地点から二五六度四八分一三七・一二メートルの地点

の地点 の地点から二二四度四分七〇・〇〇メートルの地点

の地点 の地点から七五度三九分一八〇・〇〇メートルの地点

3 面積

一〇、一一六・〇一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森市大字久栗坂字浜田六九一から七〇五及び一〇九三から一〇九九の地先公有水面

有水面

2 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とカの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 青森市大字久栗坂字浜田一〇九三地先に設置された久栗坂漁港原点

イの地点 アの地点から二五〇度四二分三七・六二メートルの地点

ウの地点 イの地点から二五六度四八分一六一・八二メートルの地点

エの地点 ウの地点から二二四度四分九四・四五メートルの地点

オの地点 エの地点から七五度三九分三三・〇一メートルの地点

カの地点 オの地点から二二〇度一三分四六・五八メートルの地点

3 面積

一五、八八一・四四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第五百八十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十四年十一月十八日から施行する。

平成十四年十一月十五日

青森県知事 木村守男

第一号の表中

青森県信用組合大間支店

下北郡大間町大字大間

を削る。

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したため、同条第三項の規定により公表する。

平成十四年十一月十五日

青森県知事 木村守男

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所在地	種類	交付年月日
ク三上雅人クリニッ	青森市千刈二丁目七の二八	診療所	平成一四・二・六

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三

項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十一月十五日

青森県知事 木村守男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カブセンター弘前店
- 二 弘前市城東第五土地区画整理事業地内五五街区の一外
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の種類 及び面積	大規模小売店舗の施設の種類 及び面積	大規模小売店舗の施設の種類 及び面積	大規模小売店舗の施設の種類 及び面積	大規模小売店舗の施設の種類 及び面積	大規模小売店舗の施設の種類 及び面積	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	
						変更前	変更後
駐輪場の位置及び収容台数	一〇〇台	二一八台	二	二	二	三、四五三平方メートル	七、九〇七平方メートル
荷さばき施設の位置及び面積	三、四一平方メートル	五、八三平方メートル	二	二	二	二〇一立方メートル	三、七三立方メートル
廃棄物の位置及び容量	二〇一立方メートル	三、七三立方メートル	二	二	二	六か所	八か所
駐車の出入口の位置及び面積	六か所	八か所	二	二	二	午前七時から午後六時まで	午前七時から午後七時まで
大規模小売店舗の施設の種類及び面積	二	二	二	二	二	二	二

駐輪場等の位置については、届出書の添付図面のとおり

四 届出年月日

平成十四年十月三十一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十四年十一月十五日から平成十五年三月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年三月十五日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年十一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 物品等の名称及び数量

警察官夏服上衣長袖外 総数 七、三三三三

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年十月十日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社神山

青森市問屋町一丁目九の一

六 契約金額

四千六百八十六万二千二百九十円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十四年八月三十日

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年十一月十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 物品等の名称及び数量

警察官冬帽子外 総数 六、七九二点

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年十月十日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社横山商店

六 契約金額

青森市青柳二丁目六の一六

七 契約の相手方を決定した手続

六千七百十二万四千八十五円

七 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十四年八月三十日

出 先 機 関

土地改良事業施行の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、十和田市川原田地区共同施行国分春雄ほか十人に係る次の土地改良事業の施行を平成十四年十一月五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により公告する。

平成十四年十一月十五日

上北地方農林水産事務所長 田 中 正 之

一 事業名 区画整理

二 地区名 川原田

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR笑ウせえるすまん2	奥村遊機株式会社
"	CR笑ウせえるすまん2MS	"
"	CR笑ウせえるすまん2JA	"
"	CR笑ウせえるすまん2JB	"
"	CRファイバーチキンハートJ	株式会社ダイドー
"	CRファイバーチキンハートF	"
"	CRファイバーチキンハートM	"
"	CR夢の超特急FX	株式会社大一商会
"	CRインディアン嘘つかないL	株式会社ニユーギン
"	CRデビルマンMB	"
"	CRアドベンチャーinnアクアボリスM	マルホン工業株式会社

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭